

第28回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 6番, 7番)

開催期日 令和7年10月24日

第28回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和7年10月24日（金） 午後3時30分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥村正行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清藤大亮

本日の出席委員

1番 鈴木正志	10番 長尾卓也
2番 田村俊彦	11番 川崎浩彦
3番 田村賢治	
4番 西川満	13番 寺雅彦
5番 桂一照	14番 吉田義弘
6番 柴田貴浩	15番 吉尾由美子
7番 土門雅一	16番 大榆和矢
8番 松田レモ子	17番 塚本政紀
	18番 鳥村正行

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局長 藤澤祐之
〃 事務局主査 清藤大亮
〃 事務局員 山下偉生
〃 事務局員 成田卓朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件 名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 44 号	農地のあっせん成立について
5	議案第 140 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
6	議案第 141 号	農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について
7		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 28 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 17 名、全員出席でございます。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願ひいたします。

(会長)

雪虫が飛ぶ季節となり、今年の暑さが懐かしく思えます。その暑さにより農作物の出来が悪くなっていますが、皆様におきましては最後まで安全に十分に注意して作業して頂きたいと思います。作業でお疲れの事だと思いますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

(議長)

日程 1 会議録署名委員についてですが、6 番柴田委員、7 番土門委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。9月29日に第11回農地部会を開催しております。10月8日から10日にかけて令和7年度栗山町遊休農地等利用状況全体調査(農地パトロール)を実施しております。10月17日に栗山町農業教育振興協議会及び一般財団法人栗山町農業振興公社評議員会が開催され、鳥村会長が出席しております。10月24日に第12回農地部会を開催しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第44号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第44号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今月は、4件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇64番地3 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇214番地3 〇〇〇〇、成立年月日は令和7年10月3日でございます。対象農地につきましては、〇〇704番地 地目については公簿、現況ともに田、面積 13,523 m²外 2筆。全筆田でございまして合計面積が 33,187 m²となっております。売買価格につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村賢治委員、田村俊彦委員でございます。

番号2 申出者住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇21番35号 〇〇〇〇成年後見人〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇1番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和7年10月7日でございます。対象農地につきましては、〇〇80番地6 地目については公簿、現況ともに田、面積 33,190 m²の1筆でございま

す。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村賢治委員、田村俊彦委員でございます。

番号3 申出者住所・氏名 栗山町〇〇284番地5 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町〇〇381番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和7年10月9日でございます。対象農地につきましては、〇〇346番地3地目については公簿、現況とともに田、面積10,210m²外4筆。内訳につきましては、田が4筆29,234m²、雑種地1筆255m²、5筆合計29,489m²となっております。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村賢治委員、田村俊彦委員でございます。

番号4 申出者住所・氏名 栗山町〇〇284番地5 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町〇〇381番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和7年10月9日でございます。対象農地につきましては、〇〇346番地3地目については公簿、現況とともに田、面積10,210m²外3筆。内訳につきましては、田が4筆29,234m²、雑種地1筆255m²、5筆合計29,489m²となっております。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村賢治委員、田村俊彦委員でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程5 議案第140号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第140号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ（合意による解約）について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮詢。今月は、1件でございます。

番号1 所在 〇〇383番地 地目につきましては公簿現況とともに畠、面積6,783m²の1筆でございます。利用状況については普通畠として利用、契約内容が賃貸借、契約年月日は令和4年11月30日、契約期間は令和4年11月30日から令和9年11月30日、解約通知日は令和7年10月7日でございます。

す。通知者につきましては賃貸人、栗山町字〇〇番地 13 ○〇〇〇、賃借人、栗山町字〇〇91 番地 13 ○〇〇〇となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは採決に移ります。

議案第 140 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。
—全員挙手— よって議案第 140 号は原案どおり決定といたします。

日程 6 議案第 141 号「農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 141 号 農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める内容を公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて意見を諮る。今月は賃貸借 2 件、所有権移転 9 件でございます。

整理番号 7 所 51-1 及び 52-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇214 番地 3 ○〇〇〇、農地中間管理機構 ○〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇64 番地 3 ○〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 10 月 3 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○〇704 番地 現況地目が田、面積 13,523 m²外 2 筆。3 筆とも田でございまして、合計面積が 33,187 m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 3 月 5 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 3 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 所 53-1 及び 54-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇1 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇21 番 35 号 〇〇〇〇成年後見人〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 10 月 7 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇80 番地 6 現況地目が田、面積 7,675 m² の 1 筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 3 月 5 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 2 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 所 55-1 及び 56-1 所有権の移転を受ける者 栗山町〇〇381 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇284 番地 5 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 10 月 9 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇346 番地 3 現況地目が田、面積 10,210 m² 外 4 筆。内訳につきましては、田が 4 筆 29,234 m²、雑種地 1 筆 255 m²、5 筆合計 29,489 m² となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 3 月 5 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、構成員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 所 57-1 及び 58-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇214 番地 3 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇56 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 10 月 9 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇710 番地 現況地目が田、面積 3,000 m² 外 1 筆。2 筆とも田でございまして、合計面積が 21,814 m² となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価

につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和8年3月5日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男3人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7賃59-1及び60-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇104番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇168番地13 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年10月7日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇383番地 現況地目 畑、面積6,783m²の1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和7年11月20日から令和10年11月30日までの3年となっております。借賃につきましては10aあたり、畠〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男3人、女1人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7所61-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇750番地1 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年10月13日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇758番地2 現況地目が畠、面積990m²外4筆。内訳につきましては、田が4筆42,064m²、畠が1筆990m²、5筆合計43,054m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田及び普通畠として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、畠〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年12月26日となっております。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

一各団体報告一

(議長)

次期総会の日程は 11 月 27 日木曜日 午後 3 時 30 分から、現地調査につきましては 11 月 21 日金曜日 午前 9 時 30 分から 第 4 班 西川委員、川崎委員、吉尾委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦労様でした。(午前 10 時 30 分 終了